

# 中国地区道路利用者会議

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基礎的な社会基盤であるが、中国地方におけるその整備はいまだ不十分であり、今後活力ある経済に支えられた社会の実現に向け、高速道路ネットワークから生活基盤道路までの真に必要な道路の整備を、緊急かつ計画的に進めていくことが不可欠であります。

また、今後老朽化する道路ストックの増大により、重大な事故や致命的損傷のリスクが高まる懸念されており、安全で快適な生活を維持するためには、いかなる時でも道路の機能が十分に発揮されるよう、安全性の徹底調査・総点検、老朽化対策を重点的に実施していくことが極めて重要であります。

### 1. 道路整備予算の安定的な確保について

昨今における社会資本整備に係る予算状況については、大変厳しい状況であるが、地方の道路整備の必要性に変わりはなく、今後も国・地方を合わせて必要な道路整備予算の安定的な確保・充実を図りたい。

### 2. 国土開発幹線自動車道等の早期完成について

中国地方の一体的発展を図るとともに、国際競争力を高め、救急搬送や災害対応のために、高速道路ネットワークは必要であり、国として早期に高速自動車国道等の整備を図られたい。とりわけ、中国地方においては、依然として多くのミッシングリンクが残されており、事業中区間の一層の整備促進並びに未着手区間の早期事業化を図られたい。

さらに、道路利用者の利便性向上、地域の活性化、物流の効率化に寄与するスマートインターチェンジの整備、暫定2車線供用区間の4車線化の促進を図られたい。

#### ①国土開発幹線自動車道

国土政策として計画された国土開発幹線自動車道建設法の予定路線である11,520kmは、国の責任において、あらゆる整備手法により早期整備を図られるとともに、新直轄方式による整備にあたっては、引き続き地方負担軽減のために必要な財源措置を講じられたい。特に「高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路」については新直轄方式と同様の財政措置を講じ、地方負担の軽減を図られたい。

- ア. 山陰自動車道の全線の早期整備
- イ. 中国横断自動車道姫路鳥取線の全線の早期供用及び暫定2車線供用区間の4車線化
- ウ. 中国横断自動車道尾道松江線の全線の早期供用
- エ. 中国横断自動車道岡山米子線の全線の早期4車線化

#### ②国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路

東広島・呉自動車道の早期供用

### 3. 既存高速道路ネットワークの効率的な活用について

既存の高速道路ネットワークをより利用しやすいインフラとして活用していくため、平成20年度から実施されている料金引き下げの効果と課題を検証し、道路利用者の意見を幅広く取り入れ、物流コストの低減に資するなど、より利用しやすい料金施策を実施するとともに、地方道路公社が管理する地方有料道路への財源投入による料金値下げや、スマートインターチェンジの追加設置など、「使える」ハイウェイ政策を推進すること。

さらに、本四高速を含めた高速道路の今後の料金制度については、対距離制を基本とし、全国共通の料金水準とするとともに、道路利用者の意見を幅広く取り入れ、定時性の確保や負担の公平性、他の公共交通機関などへの影響等を十分に検証し、慎重に検討を行うこと。

### 4. 地域高規格道路の整備促進について

活力ある地域づくりを図るため、高規格幹線道路と連携し、地域集積圏相互の交流等を可能にする地域高規格道路の整備を図られたい。

#### ①地域高規格道路の整備

- 〔鳥取県〕鳥取豊岡宮津自動車道、北条湯原道路、江府三次道路等
- 〔島根県〕境港出雲道路等
- 〔岡山県〕空港津山道路、倉敷福山道路、美作岡山道路、北条湯原道路、岡山環状道路等
- 〔広島県〕東広島廿日市道路(安芸バイパス、東広島バイパス、広島南道路)、広島西道路、江府三次道路、東広島高田道路、福山環状道路、福山本郷道路、倉敷福山道路、岩国大竹道路等
- 〔山口県〕山口宇部小野田連絡道路、小郡萩道路、岩国大竹道路、下関西道路、周南道路、下関北九州道路
- 〔広島市〕広島高速道路等
- ②都市圏自動車専用道路等の整備
- 〔広島県・広島市〕
- ア. 広島高速道路の整備促進
- イ. 安芸バイパス、東広島バイパス、広島南道路の整備促進

### 5. 一般国道及び地方道の整備促進について

#### ①一般国道の整備

高速自動車国道とあわせて、広域的な連携の骨格となる一般国道の整備及び地方中心都市における一般国道の著しい混雑の解消を図るため、バイパス等の整備促進を図られたい。

#### ②地方道の整備

広域的な生活圏の形成に必要な県道及び日常生活の基盤となる幹線的な市町村道の整備促進を図られたい。

### 6. 安全で安心できる国土づくりのための道路整備の推進について

代替性、多重性に配慮した広域的な幹線道路ネットワーク、空港・港湾等の交通拠点へのアクセス道路整備により災害に強い国土構造の形成を図るとともに、災害時に対応した道路の防災管理システムの整備を図られたい。また、冬期の安全な道路交通の確保を図るとともに、大規模地震時において、緊急輸送道路がネットワークとしての機能を発揮するように、橋梁等の耐震補強対策費の増額を図られたい。

### 7. 道路ストックの老朽化対策の推進について

老朽化した橋梁、トンネル等の道路ストックの増大に対応し、適時適切な点検・修繕等による効率的な道路ストックの管理を行うことにより、安全性・耐久性を高めること。また、これに伴う予算の増額を図られたい。

### 8. 交通安全対策及び渋滞対策、道路災害防除対策の推進について

- ①交通安全対策  
道路交通のより一層の安全を確保するため、道路利用者、教育関係機関、警察、地域住民等関係者の意見を幅広く取り入れ、交通安全対策事業の強力な推進を図られたい。
- ②渋滞対策  
道路利用の効率性を阻害する渋滞ボトルネック箇所について、道路利用者の意見を幅広く取り入れ、地域の実情を踏まえた対策の強力な推進を図られたい。
- ③道路災害防除対策  
道路災害防除対策を強力に推進するための大幅な予算の増額を図られたい。

③関西大環状道路と一体となって関西都市圏の拡大に資する府県間道路等、放射道路の整備を促進すること。

④都市圏と地方部、日本海側と紀伊半島等の太平洋側における主要都市間を結び、近畿圏全体の連携強化と多様な観光資源や産業を活かした地域活性化に資する高規格幹線道路をはじめとした広域道路網の整備を促進すること。

⑤成長が期待される環日本海物流の機能を強化し、日本海側と太平洋側、東日本と西日本が相互にバックアップして災害時リスクを分散できるような日本海国土軸を形成するための広域道路網の整備を促進すること。

特に、中部縦貫自動車道及び日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯となっている、山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)の早急な整備を図ること。

⑥中部圏、中国・四国圏との広域連携を促進し、近畿圏の一体的な発展を図る幹線道路の早期具体化を図ること。

⑦地震・津波など大規模災害発生時の地域の孤立防止や救助・救援活動及び物資輸送の円滑な実施のため、基幹道路網の耐震化及び整備を促進するとともに、避難場所としての機能など、防災機能の付加を図ること。特に津波による甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸部については、津波襲来時にも機能を担う近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道、五條新宮道路などで形成される紀伊半島アンカールートの早急な整備を図ること。

### 3. 特に次の路線の早期事業化及び整備促進を図ること。

- ①高規格幹線道路
 

○新名神高速道路	○近畿自動車道紀勢線(4車線化含む)
○舞鶴若狭自動車道	○京奈和自動車道
○北近畿豊岡自動車道	○中国横断自動車道姫路鳥取線
○中部縦貫自動車道	○京都縦貫自動車道
- ②地域高規格道路等
  - 名神湾岸連絡線
  - 大阪湾岸道路西伸部
  - 播磨臨海地域道路
  - 東神戸渡り線(神戸線～湾岸線)
  - 神戸西バイパス(国道2号、第二神明道路北線延伸部)
  - 神戸中央線(南伸部)
  - 琵琶湖西縦貫道路(国道161号湖北バイパス、小松拡幅、西大津バイパス4車線化)
  - 甲賀湖南道路(国道1号水口道路、栗東水口道路)
  - 名神名阪連絡道路
  - 第二阪和国道(国道26号)
  - 大阪橋本道路(国道371号)
  - 学研都市連絡道路(国道163号)
  - 五條新宮道路(国道168号)
  - 中和西幹線(国道165号香芝・柏原区間)
  - 山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)
  - 宇治木津線
  - 東播磨南北道路
  - 東播磨波渡連絡道路(国道175号)
- ③高規格幹線道路等を補完する直轄国道事業等
  - 国道1号(栗東瀬田バイパス、大津山科バイパス)
  - 国道2号(相生有年道路)
  - 国道8号(福井バイパス、敦賀バイパス、塩津バイパス、米原バイパス、野洲栗東バイパス)
  - 国道9号(京都西立体、福知山道路、笠波峠除雪拡幅)
  - 国道21号(関ヶ原～米原間)
  - 国道24号(寺田拡幅)
  - 国道25号(いかるがパークウェイ)
  - 国道27号(金山バイパス、美浜東バイパス、西舞鶴道路、青葉トンネル)
  - 国道28号(洲本バイパス)
  - 国道29号(姫路北バイパス)
  - 国道42号(那智勝浦道路、田辺西バイパス、有田海南道路、冷水拡幅)
  - 国道161号(愛発除雪拡幅)
  - 国道163号(木津東バイパス、精華拡幅、清滝生駒道路)
  - 国道165号(大和高田バイパス)
  - 国道169号(新伯母峯トンネル、奥瀬道路(Ⅱ期))
  - 国道175号(平野拡幅、神出バイパス)
  - 国道176号(名塩道路)
  - 国道417号(冠山峠道路)
  - 国道480号(鍋谷峠道路)

### 4. 次の事項の推進を図るため、地方の実情を勘案した措置を講じること。

- ①基幹道路を補完し、地域の連携・交流に資する補助国道及び地方道の整備促進
- ②良好な都市の形成に向け、街路及び連続立体交差事業の整備促進
- ③通学路等における歩行者の安全を確保するため、歩道の設置などの交通安全対策事業の整備促進
- ④車道において自転車が安全に走行できる空間の整備促進
- ⑤安全・安心な道づくりに向け、大量更新時期を迎える道路施設の保全・更新、緊急輸送道路の整備、防災対策等の促進
- ⑥大雪に対する高速道路や幹線道路等の除雪体制強化による円滑な交通確保及び雪寒対策の促進
- ⑦良好な道路環境の創造に向けた渋滞対策や沿道環境対策、無電柱化の促進

### 5. 高速道路ネットワークの有効活用を図るため、高速道路の管理主体の如何に関わらず、利用者の視点に立った分かりやすく公平で利用しやすい料金施策を講じること。

- ①高速道路等の料金施策にあたっては、様々な料金割引や無料化社会実験の効果と影響を十分検証し、総合的な交通体系の在り方を明確にした上で、今後の高速道路整備に影響を与えないよう考慮し、地域間格差のない利用しやすい料金とするなど利用者の視点に立った料金体系の実現に向け、本四高速を含め、バランスのとれた効果的な措置を講じること。また、新たな料金設定にあたっては、特定の地方に負担を求めることがないように配慮すること。(特に、本四高速については、平成26年度からの全国共通料金の導入に向け、高速自動車国道の全国プール制への組み入れや償還期間の延長等の必要な措置を講じることとし、具体的な実施方針を早期に取りまとめること。)
- ②地方道路公社が運営する有料道路に対して、利用者の視点に立った割引が実施できるよう有料道路施策の見直し等(償還期間の延伸等)の措置を講じること。
- ③料金体系を異にする高速道路同士の間においては、短区間での割高な料金を見直すこと。
- ④第二神明道路など一般有料道路における路線バス割引のETC割引化など利用促進に係る施策を積極的に推進すること。
- ⑤国の高速道路等の料金施策により影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講じること。